規制区域の指定の考え方

目次

- (1) 規制区域設定要領案
 - ① 規制区域設定要領案の概要
 - ② 宅地造成等工事規制区域について
 - ③ 特定盛士等規制区域について
- (2) 本日ご議論いただきたい点

(1)規制区域設定要領案

①規制区域設定要領案の概要

- 1 目的 規制区域の指定に当たって必要な基礎調査の実施の考え方や手順を示すことにより、円滑な基礎調査の実施及び適正な規制区域指定の促進を図り、もって宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資することを目的とする。
- 2 用語の定義

■3 規制区域の指定に必要な基礎調査の基本的考え方

都道府県等においては、本法の目的や盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を踏まえ、盛土等に伴う 災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

4 対象とする災害

盛土等ののり面崩壊、大規模崩壊又は盛土等の崩落により流出した土砂が土石流化する現象等を想定。

5 保全対象

保全対象は、人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設等の 存する土地、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設、及びその他盛 土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるものとする。

6 指定の対象とする区域

①宅地造成等工事規制区域

次のいずれかの区域に該当するもの(ただし、盛土等による災害が発生する蓋然性のない区域を除く。)

- ▶都市計画区域
- ▶準都市計画区域
- >地域開発計画等策定区域
- ▶現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される 区域(必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。)
- ▶集落の区域
- ▶その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域
- ▶上記の区域に隣接し、又は近接する土地の区域

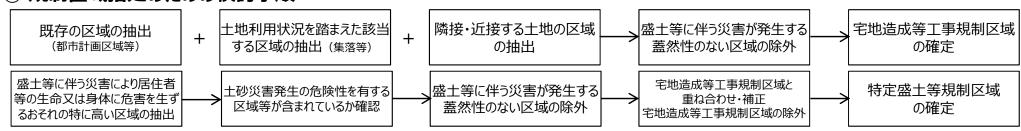
②特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域のうち、次のいずれかに該当するもの (ただし、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く。)

- ➤盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流を流下し、保全対象の存する土地の 区域に到達することが想定される渓流の上流域
- ▶盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される 区域
- ▶土砂災害発生の危険性を有する区域
- ▶過去に大災害が発生した地域
- ▶その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

7 規制区域指定のための調査

① 規制区域指定のための検討手順



- (2) 区域の調査、検討に当たっての留意事項(使用する基図や具体的なゾーニングの際の留意点)
- 8 基礎調査後の実施事項

9 指定の手続

結果の通知、結果の公表、規制区域の見直し等

規制区域の基本的考え方について

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる エリアを規制区域として指定することとしている。
- 具体的には、
 - ・市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについては、これら に隣接・近接する区域も含めて、宅地造成等工事規制区域に指定し、
 - ・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアなどについては、特定盛土等規制区域に指定

することとしている。

○ 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、<u>盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限</u> り広く、規制区域に指定することが重要(基本方針、基礎調査実施要領案においても明確にする方針)。

赤字:前回検討会からの修正箇所

<参考:規制区域関係条文>

(宅地造成等工事規制区域)

第10条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、<u>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積</u>(以下この章及び次章において「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。)であつて、<u>宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。</u>

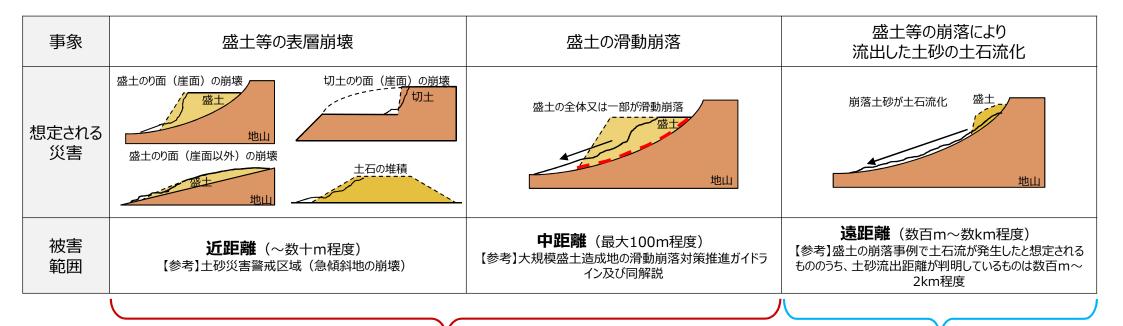
2~6 (略)

(特定盛土等規制区域)

第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の <u>堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者</u>(第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2~6 (略)

- 盛土規制法において想定する災害は、「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う**崖崩れ**又は土砂の流出」とされている。
- 盛土等ののり面崩壊や滑動崩落のほか、**崩落土砂が土石流化し人家等に被害を及ぼす場合**が想定され、規制区域を指定する際に盛土等の 崩落による主要な災害として想定する必要がある。
- 宅地造成等工事規制区域においては、主に盛土等の表層崩壊や滑動崩落による近隣の人家等への被害を想定し、特定盛土等規制区域に おいては、主に盛土等の崩落により流出した土砂が土石流化し、下方の人家等への被害を及ぼす場合を想定。
 - ※市街地・集落外の人家等に対する被害を防止するため、特定盛土等規制区域を指定する場合は、土石流化する場合に加え、盛土等の表層崩壊や滑動崩落についても想定



(市街地・集落に対する被害を防止するため) 宅地造成等工事規制区域を指定する場合に 主に想定する災害 市街地・集落に対する被害を防止するため 特定盛土等規制区域を指定する場合に 主に想定する災害

市街地・集落外の人家等に対する被害を防止するため 特定盛土等規制区域を指定する場合に主に想定する災害

※ 上記の他、盛土等の崩落により下方にある河川がせき止められ、湛水や氾濫によって人家等に被害を及ぼす場合等、地域の実情に応じて、都道府県等がこれらの被害を想定した規制区域を指定することも可能。

- 盛土規制法では、盛土等に伴う災害から人命を守ることを主たる目的としている。
- このため、人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地や、人が日常的に 往来する蓋然性の高い道路等の公共施設などを保全対象として想定している。

■保全対象の定義

- ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地
- ・人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設
- ・その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの

■両規制区域における保全対象

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
規制区域	・市街地(市街化の見込みのある土地を含む)、集落 ・上記に隣接・近接する区域	・市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から 人家等に危害を及ぼし得るエリア・市街地や集落以外の区域の居住者等に危害を及ぼし 得るエリア
保全対象	・市街地(市街化の見込みのある土地を含む)、集落	 ・市街地(市街化の見込みのある土地を含む)、集落 ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地(市街地や集落に含まれない人家、山小屋、ゴルフ場、観光果樹園等を想定) ・人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設(市街地や集落に含まれないが日常的に人が往来する蓋然性の高い道路、鉄道等を想定) ・その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの

※保全対象をどこまで想定するかは、盛土等が行われる蓋然性等の地域の実情に応じて、都道府県等において判断

(参考) エリアごとに想定される災害とその保全対象

規制区域	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
対象区域	市街地·集落	隣接·近接地	市街地・集落の上流域	その他
区域の考え方	人家等がまとまって存在してい るエリア	盛土等が崩落した場合に隣接・近接する市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地や集落から離れていて も、市街地や集落に被害を及 ぼすおそれのあるエリア	市街地・集落外の保全対象に 危害を及ぼすおそれのあるエリ ア
区域内で発生が想 定される災害	法面崩壊、大規模崩壊	 法面崩壊、大規模崩壊 	土石流化	法面崩壊、大規模崩落、土石流化
上記の災害により 被害を受ける対象 (保全対象)	市街地・集落内の保全対象	(隣接・近接する) 市街地・ 集落内の保全対象	(下方の) 市街地・集落内 の保全対象	当該区域内の保全対象
想定される災害のイメージ	市街地・集落内の盛土等が崩壊し、周辺の人家等に被害を及ぼすケース	市街地・集落の隣接・近接地の盛土等が崩壊し、市街地・ 集落内の周辺の人家等に被害を及ぼすケース 隣接・近接地 市街地・集落	市街地・集落の上流域の盛 土等が崩壊し、土石流となって 渓流を流下し、下方の市街 地・集落内の人家等に被害を 及ぼすケース 市街地・集落 の上流域 宅地造成等 工事規制区域 市街地・集落	・盛土等が崩壊し、周辺の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース・盛土等が崩壊し、土石流となって渓流を流下し、下方の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース

②宅地造成等工事規制区域について

宅地造成等工事規制区域の対象区域

○ 宅地造成等工事規制区域の指定の要件は、次のいずれかの区域に該当するもの(ただし、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のな い区域^{※1}を除く。)であることとする方針。

宅地造成等工事規制区域の指定の対象とする区域は、<u>次のいずれかの区域に該当するもの(ただし、盛土等による災害が発生する</u> 蓋然性のない区域^{※1}を除く。)とする。

- (イ) 都市計画区域
- (口) 準都市計画区域
- (八) 地域開発計画等策定区域※2
- (二) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域(必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。)
- (ホ) 集落の区域:人家が一定程度連たんしている土地の区域
- (へ) その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域
- (ト)(イ)から(へ)の区域に隣接し、又は近接する土地の区域:盛土等に伴う災害により、隣接・近接する市街地等に危害を及ぼすおそれのある土地の区域

- ※1 盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、 盛土等に伴う災害が発生する蓋然性がないと判断される区域
- ※2 法令等に基づいているか否かを問わず、地域の総合計画、開発計画等が策定されている区域

赤字:前回検討会からの修正箇所

<現行の宅地造成工事規制区域>

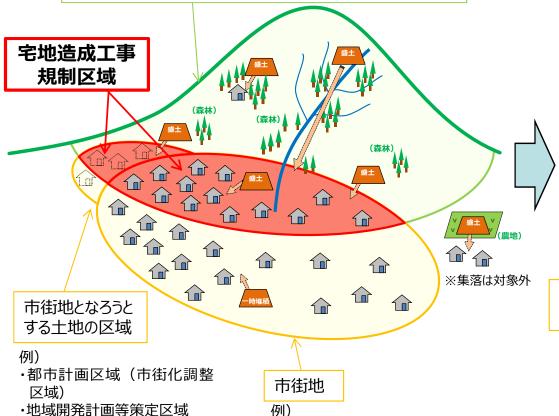
自然的要件に該当する範囲

- ・造成に伴い災害の生ずるおそれの強いがけの発生しやすい地域
- ・災害の発生しやすい地盤特性を有する地域
- ・土砂災害発生の危険性を有する地域

・現に宅地造成が行われている区

域又は今後宅地造成が行われ

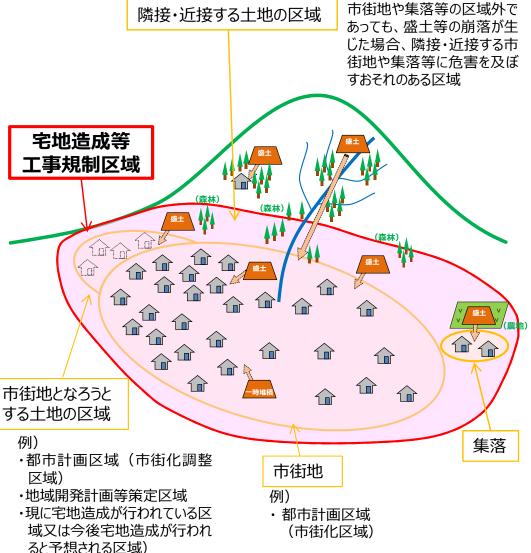
ると予想される区域)



· 都市計画区域

(市街化区域)

<盛土規制法における宅地造成等工事規制区域>



社会的要件に該当する範囲

要件に該当する範囲

集落の区域について

- <u>市街地に該当しない区域</u>においても、<u>人家が連たん</u>している場合には、盛土等に伴う災害により居住者等に危害を及ぼすことが想定されるため、宅地造成等工事規制区域の指定対象として、「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」のほか、「集落」を追加。
- 集落の具体的な設定方法については、その規模等に地域性があるため一律に人家の戸数等の目安を示すことはせず、以下に列挙するような他法令における集落の考え方を参考に、「人家が一定程度連たんしている土地の区域」と規定し、都道府県等が地域の実情に応じて判断することを想定。

【参考】他法令における集落の考え方

- 集落地域整備法において、「集落地域」は「集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域」であることを前提としており、狭義の集落 (住居が集まって生活が展開されている場所。主として、住居、各種建造物、道路等によって構成されている場所)のみを対象とする のではなく、広義の集落(農用地、森林をも含んだ地域的広がりを持つ)を対象としている※1。
- 農地法において、農地転用の不許可の例外規定の「<u>集落</u>」は、「<u>相当数の家屋が連たんして集合している区域</u>」とされており※2、家屋 数や連たんの程度については、自治体ごとに判断している。

自治体ごとの判断の例

- ・「相当数」の規模については、その地域の実情によって判断
- ・「相当数の家屋が連たんして集合している区域」とは、3戸以上の住宅を含む区域
- ・5戸以上の家屋の敷地がそれぞれおおむね50m以内の距離で連たん集合している区域 等

(出典)

- ※1 概説 集落地域整備法(昭和62年8月)より作成
- ※2 農地法の運用について(令和3年6月14日改正)

- 宅地造成等工事規制区域は、市街地又は市街地となろうとする土地、集落といった人家等のまとまりのある区域に加え、それらの区域に隣接・近 接する土地の区域について、当該区域において行われた盛土等の崩落が発生した場合、隣接・近接する市街地・集落等の人家等に危害を及ぼ **すおそれ**があることから、指定の対象としている。
- 隣接・近接する土地の区域の範囲については、盛土の崩落事例や類似の土砂災害における土砂の流出距離に関する知見等を参考に、**市街地** や集落から少なくとも50m程度確保する(傾斜地においては、市街地・集落から数百m程度以上確保しても差し支えない。)こととし、都道府県 等が地域の実情に応じて判断することを想定。

市街地や集落に隣接・近接する 土地の範囲の目安

根拠

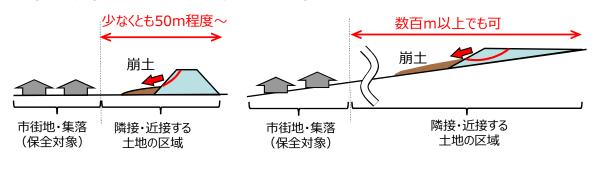
市街地・集落から少なくとも50m 程度~※1

(傾斜地においては、市街地・集 落から数百m程度以上確保し ても差し支えない。)

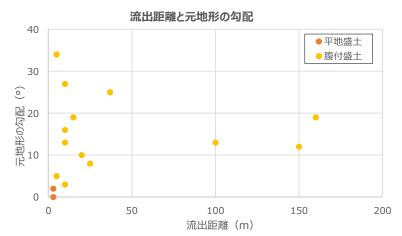
- ・平地における盛土の崩落事例(2事例)では、数m程度土砂が流出※2。
- ・傾斜地における盛土の崩落事例(13事例)では、最大160m程度土砂が流出※2。
- ・大規模盛土造成地の滑動崩落により危害が生ずるおそれの大きい範囲は、過去の滑動崩落事例から最大 **100mを目安**として設定することとしている※3。

【参考】土砂災害防止法において、土砂災害警戒区域(急傾斜地)のうち急傾斜地の下端に隣接する土地 の区域は、当該下端からの水平距離が**最大で50m**とされている。また、土砂災害警戒区域(地滑り) のうち地滑り区域下方の地滑りによる危害のおそれのある土地の区域は、地滑り区域下端からの水平距 離が**最大で250m**とされている**4。

市街地や集落に隣接・近接する土地の区域のイメージ



※1 宅地造成等工事規制区域の指定の対象となる、都市計画区域や準都市計画区域は、広域に指定されており、 盛土等の崩落が発生した場合、市街地・集落等の人家に危害を及ぼすおそれのある範囲を、既に一定程度含むも のと想定される。そのため、都市計画区域や準都市計画区域の境界から必ず隣接・近接する土地の区域をとるので はなく、当該区域内の人家等と当該区域の境界等の距離を勘案して設定する。



(出典)

- ※2 自治体聞き取りによる
- ※3 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説(平成27年5月) ※4 土砂災害防止法施行令

盛土等に伴う災害が発生する蓋然性の考え方について

- 規制区域の指定にあたり、「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く」こととしており、具体的には、<u>盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性がないと判断される区域であることにより判断する。</u>
- 「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」は、運用上、山間部において現時点で道路が整備されておらず、将来的にも整備される見込みがない等を踏まえ、土砂を持込むことが困難なエリア等とし、都道府県等が地域の実情に応じて判断することを想定。

「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」の運用例

- ①宅地造成等工事規制区域
 - ・都市計画区域内の山間部において、現時点で道路が整備されておらず、最も近くに位置する道路から相当程度離れており、 土砂を持込むことが困難なエリアを盛土等に伴う災害が発生する蓋然性がないと判断することも想定される。
 - ・その他、過去から現在までの開発状況や盛土等が行われた状況、盛土等に伴う災害の発生状況により、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性がないと判断される集落等が想定される。

②特定盛土等規制区域

- ・山間部においては、現時点で道路が整備されておらず、最も近くに位置する道路から相当程度離れており、土砂を持込むことが困難なエリアを盛土等に伴う災害が発生する蓋然性がないと判断することも想定される。
- ・その他、過去から現在までの開発状況や盛土等が行われた状況、盛土等に伴う災害の発生状況により、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性がないと判断される集落等の上流の流域が想定される。

○ 宅地造成等工事規制区域は、既存の区域や土地利用状況から該当する区域を抽出し、当該区域に隣接・近接する土地の区域を 設定後、地形的条件等を考慮して境界を設定することを想定。

①既存の区域の抽出

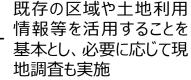
- (イ) 都市計画区域
- (口) 準都市計画区域
- (八) 地域開発計画等策定区域

② <u>土地利用状況</u>を踏まえた該当する **区域の抽出**

- (二) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域(必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。)
- (ホ) 集落の区域
- (へ) その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公 共団体の長が必要と認める区域



③ ①及び②に**隣接し、又は近接する土地の区域の抽出**





※ 盛士等が行われている状況や今後の盛士等が行われる可能性等を踏まえて判断



- ⑤ 地形的条件等を考慮※した、**宅地造成等工事規制区域の境界の設定**
 - ※ 尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等を考慮



宅地造成等工事規制区域の設定

③特定盛土等規制区域について

特定盛土等規制区域の対象区域

○ 特定盛土等規制区域の指定の要件は、盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域 (ただし、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域※を除く。)であることとする方針。

特定盛士等規制区域は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域のうち、次のいずれかに該当するもの(ただし、盛士等に伴う 災害が発生する蓋然性のない区域※を除く。)とする。

- (イ) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される 渓流の上流域
- (ロ) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域
- (八) 土砂災害発生の危険性を有する区域
 - : 土砂災害警戒区域(土石流)の上流域、土砂災害警戒区域(地すべり、急傾斜)、保全対象に危害を及ぼすおそれのある 山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む)等
- (二) 過去に大災害が発生した地域
- (ホ) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

※ 盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、盛 土等に伴う災害が発生する蓋然性がないと判断される区域

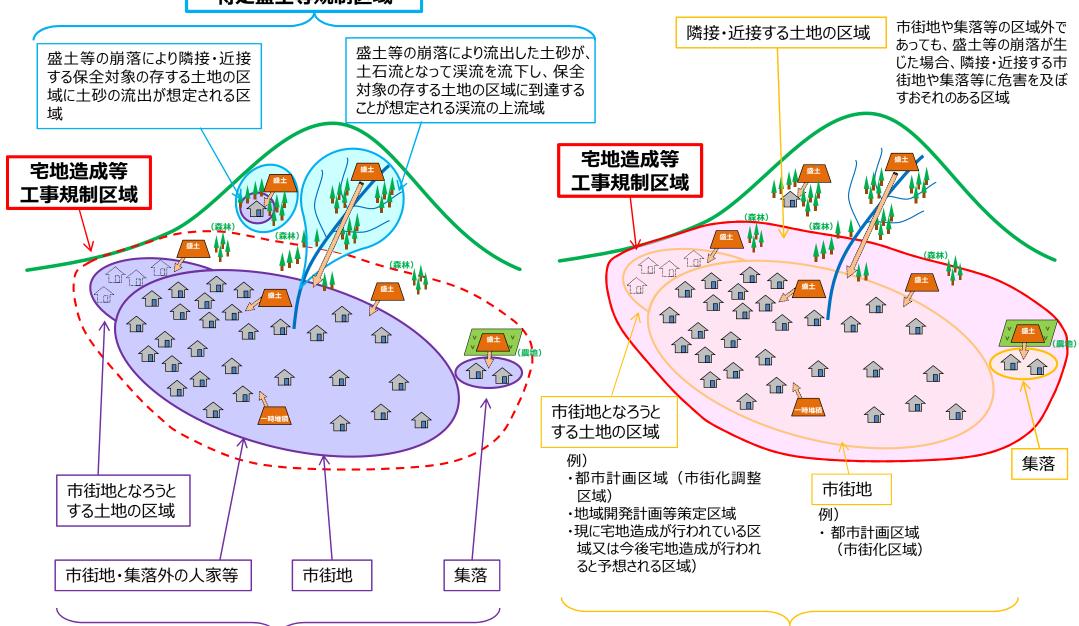
赤字:前回検討会からの修正箇所

<特定盛土等規制区域>

保全対象の存する区域

< (参考) 宅地造成等工事規制区域>

特定盛土等規制区域



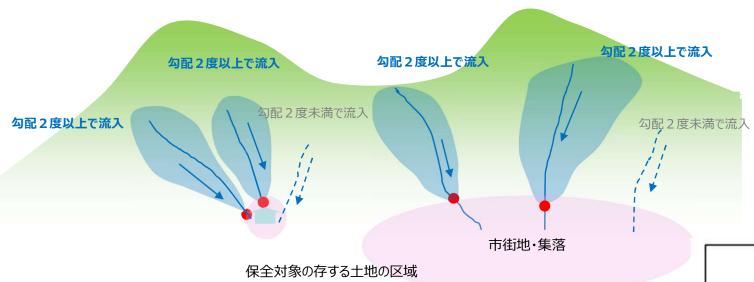
要件に該当する範囲

特定盛土等規制区域の指定イメージ(流出した土砂が土石流化するおそれのある区域)

検討会時点案

- 特定盛土等規制区域のうち、流出した土砂が土石流化する場合を想定し、「盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される渓流の上流域」を位置付ける方針。
- 具体的な要件については、「保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する渓流の上流域」とする方向で検討中。

<参考>流出した土砂が、土石流化するおそれのある区域のイメージ



- ①保全対象の存する土地の区域の抽出
- ・宅地造成等工事規制区域(隣接・近接する土地の区域を除く。)
- ・その他盛士等に伴う災害から居住者等の生命又は身体への危害を防止する必要のある区域(市 街地・集落外の人家等)
- ② ①で抽出した保全対象の存する土地の区域に対し、 勾配 2 度以上で流入する渓流の抽出 ※
- ③ ②で抽出した渓流のうち、渓流が保全対象の存する土地の区域に流入する箇所 (●) より上流部の流域を、流出した土砂が、土石流化するおそれのある区域とする
- ※ただし、盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により明らかに保全対象に危害を及ぼさないと認められる渓流は除く。

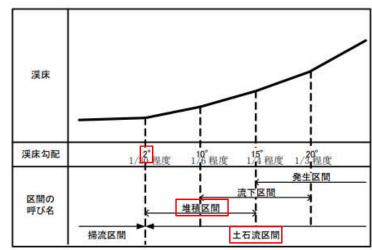


図-2 土砂移動の形態の渓床勾配による目安1)

(出典)

国土技術政策総合研究所資料第904号 砂防基本計画策定指針(土石流·流木対策編)解説(平成28年4月) 19

- 第1回検討会時点では、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域(土石流)の指定基準を参考に、渓流の上流の流域面積が一 定面積以下の場合に、盛土等の崩落により流出した土砂が土石流化することを想定し、当該渓流の上流域を流出した土砂が土石流 化するおそれのある区域とする方向で検討していたところ。
- しかし、渓流の上流の流域面積が一定面積を超える場合であっても、盛土等の崩落により流出した土砂が土石流化し、下方の人家等に危害を及ぼす可能性があるため、渓流の上流の流域面積によらず「保全対象に存する土地の区域に勾配2度以上で流入する渓流の上流域」を流出した土砂が土石流化するおそれのある区域とすることとし、その上で、盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により明らかに保全対象に危害を及ぼさないと認められる場合については、個別判断により区域から除外することが可能とする方針。

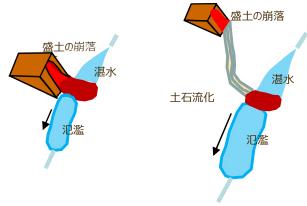
盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により明らかに保全対象に危害を及ぼさないと認められる場合のイメージ

- 例)・当該渓流が大規模な河川となっており、土石流とは異なる流下形態になることが想定される場合
 - ・当該渓流と保全対象となる人家等の比高差を十分に確保できる場合
 - ・山頂にかけて渓流の中腹に相当程度平地が存在し、上流からの土石流が、下流の保全対象に到達しないと想定される場合等

- 特定盛土等規制区域の指定対象区域には、「その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域」が含まれ、具体的には、過去に 発生した災害の状況等を踏まえ、
 - ①盛土等の崩落により斜面下方の**河川がせき止め**られ、湛水や氾濫によって人家等に危害を及ぼす場合や、
 - ②盛土等の崩落により土砂・洪水氾濫が発生し、下流の人家等に危害を及ぼす場合等を、必要に応じて都道府県等において想定し、特定盛土等規制区域に指定することが可能。

「その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域」の運用例

- ①盛土等の崩落による河川のせき止め、湛水・氾濫
 - ・A市では、<u>過去に土砂災害により河川がせき止められ</u>、湛水や 氾濫が発生し、<u>河川周辺の人家等に危害を及ぼした実績あり</u>。
 - ・河川をせき止めた箇所や、当該箇所と似た河床勾配等の地 形条件を持つ箇所の周辺の斜面で行われた盛土等が崩落し、 湛水や氾濫によって河川周辺の人家等に危害を及ぼさないよ う、当該エリアが規制区域に含まれない場合は、「その他関係 地方公共団体の長が必要と認める区域」として、特定盛土等 規制区域に含める。



盛土等の崩落による河川のせき止め、湛水・氾濫のイメージ

国土技術政策総合研究所資料、深層崩壊に起因する大規模土砂災害被害想定手法を参考に作成

- ②盛土等の崩落による土砂・洪水氾濫
 - ・B市では、過去に豪雨により上流域から流出した多量の土砂が谷出口より下流の河道で堆積することにより、土砂・洪水氾濫が発生した実績あり。
 - ・過去に土砂・洪水氾濫が発生した河川を含む流域については、 当該河川の上流域で行われた盛土等が崩落し、土砂・洪水 氾濫によって下流の人家等に危害を及ぼさないよう、<u>当該エリ</u> アが規制区域に含まれない場合は、「その他関係地方公共団 体の長が必要と認める区域」として、特定盛土等規制区域に 含める。



土砂・洪水氾濫のイメージ

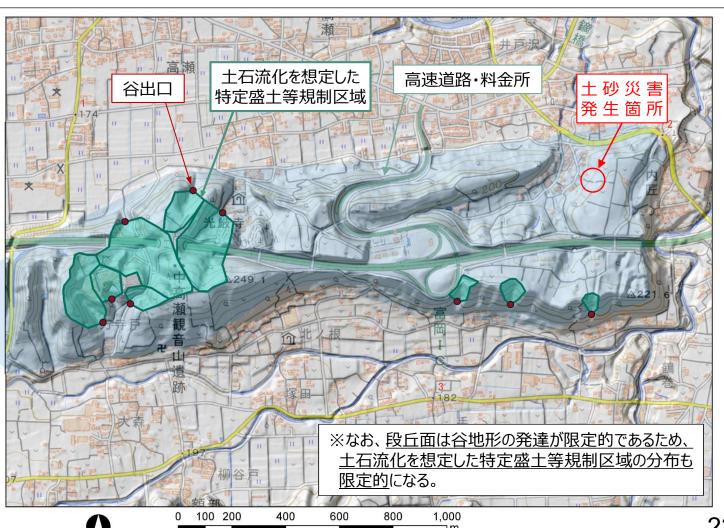
段丘面外縁における規制区域の設定

- 群馬県富岡市内匠地区では、過去に豪雨により、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)の指定要件に該当しない段丘面外縁で土砂災 害が発生したことを踏まえ、段丘面外縁において盛土等が行われ下方の人家に危害を及ぼす場合を想定し、適切に規制区域が設定されうる か確認。
- 富岡市内匠地区の場合、土砂災害発生箇所も含め、段丘面には概ね都市計画区域が分布しているため、宅地造成等工事規制区域に含ま れうると想定される。
- 仮に都市計画区域が分布していなかった場合、①市街地·集落に隣接·近接する土地の区域として宅地造成等工事規制区域に指定する、 又は②盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域として特定盛土等規制区域に指 定すること等が可能であることから、規制区域の指定にあたり、災害のおそれのある段丘面が適切に規制区域に含まれているか確認することとする。



段丘面と規制区域の関係の例

- ①段丘面下方には市街地・集落が分布し、市 街地・集落と段丘面中心部の距離は数百m 程度であるから、市街地・集落に隣接・近接す る土地の区域として宅地造成等工事規制区 域に指定する。
- ②保全対象が市街地・集落に該当しない人家 等の場合、盛土等の崩落により隣接・近接す る保全対象の存する土地の区域に土砂の流 出が想定される区域として特定盛土等規制 区域に指定する。



中流部の地形

河岸段丘・谷底平野

中流部では上流部から運ばれた土砂が堆積し、山地の間を埋めた比較的幅の広い平坦な土地を、谷底平野といいます。川は土地の隆起で流れる場所が高くなったり、気候の変動で海面が低下したり降水量が多くなったりすると、侵食力が増して谷底平野を削り、より下流に土砂を運んでいきます。そして、川より高く平らな形で残った平坦面(段丘面)と、削られてできた崖(段丘崖)からなる土地ができあがり、これを河岸段丘といいます。このように、ひとつの川は地殻の変動や気候の変化などにより、特に中流部においては侵食と堆積を繰り返しています。

(全) 地形の解説 3-1 段丘のでき方参照)



写真1-4 東京都青梅市付近の多摩川の河岸段丘 多摩川の左岸(手前側)の河岸段丘から右岸(対岸側)の河岸段丘を見たところ。

【ひとくちメモ】川は上流から下流を見て左側を左岸、右側を右岸と呼びます。



写真 1-5 は、多摩川を渡る首都圏中央連絡道(圏央道)が、青梅市と羽村市の市境付近の多摩川左岸の段丘崖に、トンネルですっぽりと入っていくようすです。このあたりの多摩川左岸の段丘崖は、谷底平野からの高さが 30m 以上あります。

写真1-5 段丘崖に入る圏央道のトンネル

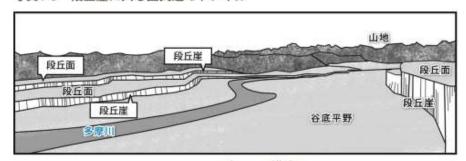


図1-4 写真1-4の模式図

多摩川の両岸には複数の段丘があることがわかります。青梅市の市街地は主 に段丘面の上に広がり、谷底平野はこれまで主に公園やグラウンドなどに利 用されていましたが、最近では住宅もできるようになり、豪雨時の洪水に注意 が必要です。

- 特定盛士等規制区域は、盛士等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域を抽出し、抽出した区域に土砂災害発生の危険性を有する区域が適切に含まれているか確認のうえ、盛士等に伴う災害が発生する蓋然性や地形的条件等を考慮して設定することを想定。
 - ①盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に 危害を生ずるおそれの特に高い区域の抽出
- i. 保全対象の存する土地の区域の選定
 - a:宅地造成等工事規制区域(市街地等区域に隣接・近接する土地の区域を除く。) b:その他盛土等に伴う災害から居住者等の生命又は身体を保護する必要のある区域
- ii. iで抽出した保全対象の存する土地の区域に対し、勾配2度以上で流入する箇所から上流にある渓流の流域を抽出
- iii. iで抽出した区域のうち、bの区域に隣接・近接する土地の区域
- iv. 上記で抽出した区域の他、土地利用状況や地形等を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域の抽出

② ①で抽出した区域の確認

・①で抽出した区域に、土砂災害発生の危険性を有する 区域が適切に含まれているか確認し、必要に応じて、区域を追加

(土砂災害発生の危険性を有する区域が、市街地等に 隣接・近接する場合には、必要に応じて、宅地造成等工 事規制区域に追加)

・上記により抽出されていない区域について個別に抽出漏れがないか確認し、必要に応じて、区域を追加



③ ②で抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外※

※ 道路の有無や土砂の搬入可能性等を踏まえて判断



④ 地形的条件等を考慮*し、**境界を設定**

※ 尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等を考慮



⑤ ④で選定した区域の補正(スキマを埋める等)



⑥ 宅地造成等工事規制区域を除外し、特定盛土等規制区域の設定

既存の地形データや既往の調査結果等を活用することを基本とし、必要に応じて現地調査も実施

(2) 本日ご議論いただきたい点

本日ご議論いただきたい点

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定の考え方

- 規制区域設定要領案について妥当なものとなっているか。
 - ・集落の区域について、一律に人家の戸数等を限定せずに、集落の区域の考え方に基づき都道府県等が地域の実情に応じて判断することを 想定しているがよいか。
 - ・隣接・近接する土地の区域について、市街地・集落から少なくとも50m程度確保することとし、傾斜地においては、市街地・集落から数百m程度以上確保しても差し支えないこととすることを想定しているが、妥当か。
 - ・盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の運用イメージは妥当か。

(2)特定盛土等規制区域の指定の考え方

- 規制区域設定要領案について妥当なものとなっているか。
 - ・流出した土砂が土石流化するおそれのある区域の要件について、保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する渓流の上流域と することを想定しているが、妥当か。
 - ・流出した土砂が土石流化するおそれのある区域として抽出した区域のうち、地形状況により明らかに保全対象に危害を及ぼさないと認められる場合としてどのようなものがあるか。
 - ・盛土等の崩落による河川のせき止め等、その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域の運用イメージは妥当か。
 - ・上記以外に、留意すべき地盤条件(土質、地形)はあるか。

(3) その他

- 区域の境界について
 - ・宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の境界を、地形・地物を元に確定させる方針だが、明確な地形・地物が存在しない場合も多いと想定される斜面中腹において、区域の境界を設定するにあたり参考となる知見はないか。